

土木工事に係る設計業務委託積算要領の改正について（お知らせ）

防衛省で実施する土木工事に係る設計業務委託積算要領を改正し、平成29年4月1日以降に入札公告を行うものから適用することとなりましたのでお知らせします。

なお、今般、改正した「土木工事に係る設計業務委託積算要領」は、防衛省のホームページからダウンロードすることができます。

防衛省ホームページ→調達情報（入札・契約）→建設工事に関するお知らせ→建設工事の技術基準→**土木工事に係る設計業務委託積算要領について（平成29年4月版）**

主な改正概要

- 設計協議等回数の改正（必要回数を計上し特記仕様書で必要回数を明示）
- 建物付帯土木工事実施設計の標準歩掛の改正（受水槽及び屋内床舗装は別途計上とし、雨水流出施設の設計などが必要な場合は歩掛補正で人工を加算）
- 燃料タンクの設計で危険物設置許可申請や建物付帯土木工事実施設計で開発許可や緑化等の設計時に申請書類の作成を行う場合に当該書類作成に係る費用を計上できるよう標準歩掛の改正（標準歩掛の補正又は人工の加算により計上）
- 幹線給水管実施設計、給水施設実施設計、汚水処理施設実施設計標準歩掛の追加

上記について、ご質問がある場合は、下記問い合わせ先までお問合せください。

【問い合わせ先】
中国四国防衛局 調達部 土木課

TEL：（082）223-8279